

吉見町防災ハザードマップ説明会 質疑応答集（Q & A）

No.	Q（質問）	A（回答）
1	災害時等における小学校の開錠は、どのような場合に行うのか。また、誰が開錠するのか。	指定避難所もしくは指定緊急避難場所として小学校を利用する場合に開錠します。 施設の開錠は、避難所運営にあたる町職員もしくは学校の教職員が行います。
2	避難場所における駐車場の入り口は、常時開放しているのか。	指定避難所、指定緊急避難場所が開設された際は、基本的には駐車場の入り口は、常時開放となります。
3	県衛生研究所を避難所として使用することはできないか。また、武蔵丘短期大学を避難所として使用することはできないのか。	衛生研究所によると、施設内に避難者を受け入れるスペース等がないことから、避難所として利用することは難しいとのことです。 また、現在、武蔵丘短期大学とは、災害時の施設の利用協定を締結していることから使用は可能です。
4	旧山ノ下保育園など避難場所に指定されていない公共施設を避難所に指定してもらえないか。	旧山ノ下保育園など指定避難所以外の町の施設（公園など）に命を守るため一時的に避難していただくことは可能です。ただし、避難所ではないため、食料や毛布などの物資は、ご自身で持参いただきますようお願いいたします。
5	避難所の収容人数が多くなった場合、トイレは確保できるのか。	避難所（学校等）のトイレが使用できる状況であれば避難所のトイレを使用していただきます。トイレが使用できない場合や収容人数の増加によりトイレが不足した際には、凝固剤等による簡易トイレを設置して対応する予定です。
6	避難所としてわかるように目立つ看板を設置してほしい。	現在、各小学校に避難所の看板を設置しているほか、避難所開設時には、蛍光色の目立つのぼり旗を避難所に掲揚する対応をしています。
7	避難所はどこに行けばよいのか（コロナ禍のことも考えて）	地区ごとに避難先を決めることは不可能です。また、安全な場所にある親戚や知人宅、一時的な車中泊などの「分散避難」について、検討をお願いします。
8	緊急避難場所として建物の3階以上が指定されているが、早めに西地区の高台に避難するよう指導した方がよいのでは。	水害時における小学校の3階以上の避難は、災害が差し迫っている状況下で安全な場所へ逃げる時間の猶予もないような場合の避難手段です。「早めに西地区の高台への避難」と合わせ、「早めに町内外の安全な場所に避難（分散避難）」するよう、今後も引き続き呼びかけを行ってまいります。
9	西地区の避難所を拡大したほうが良いのではないか。	今後は、西地区の民間施設や各行政区の集会所等の使用も検討してまいります。
10	避難所に人が多いことがあったため、避難所の数を増やす等の対応をしてほしい。	町の公共施設の整備更新や維持管理には限界があり、新たに避難所を増やすことは難しいと考えます。車両の一時避難場所の確保や近隣市町との災害協定の締結を進めています。
11	指定緊急避難場所での避難が長期化してしまった場合はどうなるのか。	できるだけ早く避難所へ移動していただく手段を講じてまいります。それまでの間は、備蓄物資により指定緊急避難場所での生活をお願いすることとなります。
12	災害の種別ごとに西部ふれあいセンターの位置づけを教えてください。	西部ふれあいセンターは、洪水時及び土砂災害時には、「指定避難所」となります。また、大地震の際、指定避難所に避難者を収容できない場合は、「補助避難所」となります。

13	各避難所の情報がわかるようにしてほしい。（男女別、家族で避難できるか、収容上限や現在の収容人数など）避難する前にわかるようにしてほしい。	避難所は、性別に関係なく、家族での避難も可能です。収容上限及び収容人数などの避難所開設状況等については、町ホームページ等で確認できるようにしてまいります。
14	小学校などは、3階以上の教室に何人くらいの避難が可能なのか。	洪水時における小学校の3階以上の教室は、避難所ではなく指定緊急避難場所であるため、収容人数（避難者の人数）は定めていません。 【参考】一般的に避難所の1人当たりの面積は2㎡ですが、感染症対策としては、2メートル四方（4㎡）が必要であると言われていています。現在、町内の小学校の教室の面積は63㎡（7m×9m）が標準となっているので、コロナ状況下では、1教室当たりの収容人数は、15人程度になると思われます。
15	各避難所の受入れ可能人数は。また、どの程度の人数が分散避難する必要があるのか。	避難所の大きさや災害の種類にもよりますが、おおむね、小学校では300人程度、その他の公民館などの公共施設では100人程度の収容人数となります。ただし、水害時には、ほとんどの小学校や公民館などが使用できない状況になることや、新型コロナウイルス感染対策等により、収容人数はさらに少なくなることが予想されます。したがって、多くの方に分散避難をお願いしなければなりません。皆さまには、普段から、避難所以外の安全な場所にある親戚や知人の家などへの避難「分散避難」について話し合っておいてください。
16	洪水時の指定避難所の収容人員は、足りないのではないのか。	洪水時において、すべての要避難者を避難所で収容することはできません。 安全な場所であれば、避難所以外への避難「分散避難」も有効です。親戚や知人の家、ホテルなどの宿泊施設、安全な場所での一時的な車中泊も避難先として検討をお願いします。
17	台風や洪水時には西の高台に避難することとなるが、道路の渋滞が発生するのではないのか。渋滞を緩和するためにも、一方通行などの規制をかけた方が良いのではないのか。	東松山鴻巣線、鴻巣川島線及び小八林久保田下青鳥線は県指定の緊急輸送道路となっており、町独自の交通規制はできません。台風などの水害は事前に予測ができるため、渋滞する前に早めの避難をお願いします。
18	各避難先への避難経路や時間帯を示してほしい。	避難経路は災害状況により大きく変化します。また、避難の時間帯も災害の発生時刻により異なります。 町の画一的な避難経路では、避難者の集中による渋滞発生などの弊害が発生しかねません。各家庭で平常時から話し合い、複数の安全な避難経路を決めておいてください。
19	災害時に高齢者を避難させるためのシステムをつくってほしい。	先進事例などを調査し、避難マニュアル等を検討してまいります。町が主導で行う「公助」には限界があります。行政区での「共助」のシステムづくりや、ご自身、ご家族による「自助」の取組みへのご協力をお願いします。
20	浸水時は、西地区（高台）に逃げると説明があったが、現実には厳しいのではないのか。	必ず、町内の西地区へ避難しなければならないというわけではありません。災害の危険のない安全な場所にある、親戚や知人の家に避難していただく、「分散避難」をぜひご検討ください。 なお、今年度は滑川町にある国営武蔵丘陵森林公園及び東松山市にある、埼玉県こども動物自然公園と駐車場等の施設利用に関する災害協定を締結しています。また、北本市と洪水時等における広域避難に関する協定を締結しています。

21	避難しないで済むような対策を施してほしい。	自然災害から自身や家族の命を守るには、災害の怖さを知り、早めの避難行動を起こすことが重要となります。町では、早めの避難行動をお願いしてまいります。
22	最初から避難所（指定避難所）へ避難した方が良いのか。	避難とは、災害の被害を受ける可能性がある場所から安全な場所へ逃げることです。安全な場所であれば、指定避難所以外への避難（いわゆる分散避難）も有効です。平時から親戚や知人の家へ分散避難できないか、検討をお願いします。
23	町として、避難用の駐車場は今後、最大何台までを予定しているのか。	出来る限り多くの駐車場の確保を目指しています。
24	森林公園などと駐車場の協定を進めているが、入りきらないことはあるのか。	災害の規模（避難者数）によっては、駐車場に止められる台数に不足が生じる可能性があります。
25	旧山ノ下保育園と、山ノ下の公園を車の避難先として活用できるようにしてほしい。	現在、両施設を車両の避難場所に指定する予定はありません。車両についても必ず町が指定した車両避難場所に避難しなくてはならないということではありません。安全な場所であり、かつ、車両の通行を妨げない、近隣住民に迷惑をかけることがないような場所へ分散避難していただくようお願いいたします。
26	洪水時に避難が必要になる車両数を把握しているのか。車両避難場所を十分確保してほしい。	浸水想定区域内には、4,200世帯・10,000人を超える町民の方が居住しており、全体では相当数の車両を保有しているものと認識しています。
27	町内のゴルフ練習場の駐車場を車両の一時避難場所として協議しないのか。	現在、黒岩地内のグリーンヒルゴルフクラブと施設利用に関する協議を進めています。
28	道路の左側に車を駐車して置くことはできないのか。	道幅の狭い道路や、駐停車禁止の場所には当然、車を駐車することはできません。車両避難場所がどこにもなく、安全に駐車できる場所が道の左側にある場合には、常識の範囲内で対応してください。なお、このことによって生じた損害について、町は責任を負うことができませんので、あらかじめご承知おきください。
29	西小学校の校庭は、駐車場として開放されるのか。	避難所へ避難した方の車を駐車するため、教育委員会と協議のうえ、開放します。
30	車両避難所の空き状況についての情報発信は行われるのか。	車両一時避難場所の空き情報については、町のホームページなどで情報を発信してまいります。
31	車両一時避難場所について、町外にも協定を拡大させていくとの説明があったが、町外に車を置いておくイメージが湧かない。長谷の工業団地内など、町内の高台に広い事業敷地があるので、そういった場所が使用できるようにしてほしい。	町内における車両の一時避難場所には限りがあります。また、多くのご家庭で車両を複数台保有している状況であることから、町外における車両の一時避難場所が必要となります。各家庭で、どうしても必要な車両以外は、町外へ早めに避難していただくことを想定しています。また、長谷工業団地内の一時避難場所（車両）の確保については、検討してまいります。
32	車両の一時的な駐車スペースとして契約している場所はどこなのか。	ハザードマップ説明会時点では、吉見観音（約150台）、東上ガス（株）吉見支店（約20台）、（株）オリジン（約15台）、武蔵丘短期大学（約150台）と協定を結んでおりました。その後、災害協定を結び、森林公園南口駐車場（約500台）及び埼玉県こども動物自然公園内駐車場（約200台）の利用が可能となりました。

33	どの警戒レベルから駐車場が使えるのか。また、すぐに使ってよいのか。	警戒レベル3「高齢者等避難」もしくは、警戒レベル4「避難指示」の時点で開設する予定です。開設情報については、町の防災行政無線、ホームページ、防災メール、SNS、テレビ埼玉のデータ放送でお知らせしますので、確認のうえ避難してください。
34	広域避難計画はどうなっているのか。	広域避難については、現在、荒川上流河川事務所、県、近隣市町と調整を進めています。決まり次第、皆さまへお知らせします。
35	近隣市町との広域避難の取り組みを早急に進めてほしい。	今年度は、北本市と「洪水時等における広域避難に関する協定」を締結し、北本市の公共施設を一時避難場所として利用することが可能となりました。また、森林公園南口駐車場（滑川町）及び埼玉県こども自然動物公園駐車場（東松山市）と洪水時等の利用に関する災害協定を結んでいます。
36	災害時に北本市の公共施設と駐車場を利用できるよう、協定締結に向けた手続きを行っているという説明があったが、利用ができるようになった場合、早めに施設名を公表してほしい。	北本市と「洪水時等における広域避難に関する協定」を締結し、北本市の公共施設を一時避難場所として利用することが可能となりました。なお、詳細につきましては、町広報紙等を通じてお知らせします。
37	一時避難先として、鴻巣市の公共施設とも協定を結んでほしい。	広域避難の協定については、鴻巣市を含め検討してまいります。今年度は、北本市と「洪水時等における広域避難に関する協定」を結んでいます。
38	高齢者とは、65歳以上の人を指すのか。また、介助や介護が必要な方や一人で避難ができない場合の避難支援等、何かないのか。	「高齢者等避難」での高齢者は、厳密に65歳以上の方を指すものではありません。 また、一人で避難ができない方に対し、町が行う「公助」には限界があります。ご近所の方同士で助け合う「共助」での避難、ご自身またはご家族で平時のうちから避難先を検討しておく「自助」など、災害に備えてくださいますようお願いいたします。
39	障害のある方や支援が必要な高齢者などがいる中で「福祉避難所」の受入れ可能人数は、受入れ態勢と受入れ人数の拡充をしてほしい。	収容人員は、地震の際は900人、水害と土砂災害の際はそれぞれ90人となっています。収容人数には限りがあり、不足していますので、平時から親戚や知人の家に避難していただく「分散避難」を検討くださいますようお願いいたします。
40	災害時要救護者リストに記載の方について、どのような方法で、どの程度まで支援救護活動をすればよいのか。	警戒レベル3「高齢者等避難」の情報が発令された際には、ご近所で声掛けをしていただくなど避難の呼びかけや、場合によっては一緒に避難していただくなどの対応をお願いします。また、平時から親戚や知人の家へ「分散避難」できないか、検討するようお声がけをお願いします。
41	ペット同行避難の可否及び取扱いはどうなるのか。	町では現在、避難所等におけるペットの取扱いについて、ガイドライン等の作成に向けた検討を進めています。作成し次第、皆さまへ報告します。 ペットにおいても、親戚や知人の家、一時的な車中泊などの「分散避難」にご協力をお願いします。
42	荒川と市野川が同時期に氾濫・決壊した場合はどうなるのか。	荒川と市野川は、本流と支流の関係にあるため、同時に氾濫・決壊する可能性は低いと思われませんが、万が一、氾濫・決壊した場合には、ハザードマップ上の表示よりも高い浸水深になると予想されます。
43	3つの河川（荒川・市野川・和田吉野川）の浸水を想定し、ハザードマップが作成されていると思うが、荒川と市野川の両方が同時に越水もしくは決壊した最悪の場合を想定してハザードマップを作成しておいた方がよいのではないのか。	仮に片方の河川が先に越水等した場合、もう一方の河川に影響し同時に越水することはないものと想定しています。仮に両河川が決壊等をした場合には、浸水深は高くなりますので、早め早めの避難をお願いします。

44	荒川堤防が越水及び決壊した場合、水が南小学校付近に到達するまでの時間はどのくらいか。	国土交通省の地点別浸水シュミレーション検索システム（浸水ナビ）によると大芦橋付近の堤防が決壊した場合は、約3時間後、大和田陸橋付近の堤防が決壊した場合は、約2時間後に到達すると予測されています。
45	洪水時、浸水深が満水となった場合、平常時まで水が引くためにかかる所要時間は、どのくらいなのか。（浸水継続時間は）	国土交通省の浸水継続時間シュミレーションでは、水が引くまでに72時間から168時間かかる予想になっています。
46	町の施設に3mや5mなどの目印があれば、日頃から浸水想定深についての意識が高まるのではないかと。また、過去の災害で、ここまで水が来たなどの目盛りがあればわかりやすいと思うので設置を検討してほしい。	現時点で設置の予定はありませんが、過去の災害状況を町民の皆さまが日常的に意識していただくことは重要であると認識しています。他自治体の取組等を調査しながら、必要性も含め検討してまいります。
47	浸水深の起点は、どこから0mなのか。	浸水深は、標高0mからの深さ（高さ）ではなく、原則として河川整備基本方針に定められた計画堤防高が基準となっています。
48	浸水深0.5m～3.0mでは、最低値から最大値までの幅が大きく状況が全く異なるのでは。差が大きいため、浸水想定を作成基準があれば知りたい。	国土交通省荒川上流河川事務所より発表されている氾濫想定区域ごとの浸水計算結果による最大浸水（最大浸水+地盤高）のうち最も高い値をその計算メッシュ（25m）の最大値（最大浸水深）としています。なお、地盤高は航空レーザー測量により計測しています。
49	浸水深が5～10mの場合、3階以上に避難しなければならないが、3階以上の建物がそもそも無い。	ハザードマップに記載されている避難所一覧では、10か所の3階以上の施設がありますが、町民を全て受け入れることは難しい状況です。ご家族で話し合いを行い、安全な場所にある親戚や知人の家への避難「分散避難」を選択の一つとしてご検討ください。
50	前年に比べて、川の水位が上げている。そのことを踏まえての浸水深なのか。	浸水深は、ハザードマップの3ページにある想定最大規模降雨時に浸水した場合に想定される深さで、現在の川の水位等を踏まえたものではありません。
51	ハザードマップは過去の吉見町での災害を考慮して作られているのか。	過去の災害を基に作成したものではなく、国が示した最新のシミュレーションや国県が指定した各種災害のデータを基に地域性を考慮して作成しています。
52	決壊想定場所はどこなのか。また、一番被害が大きいのは、どこで決壊した場合なのか。	荒川の浸水想定区域図は、町を流れる荒川の堤防決壊場所を特定して作成した図ではありません。決壊場所とは関係なく堤防が決壊した場合に想定される浸水深を示した図となっています。よって、決壊場所ごとの被害想定は把握していません。
53	内水浸水実績箇所とは。	過去の大雨等の際に道路が冠水し、通行止め等の対応をとった場所を記載しています。
54	破堤箇所や浸水状況についての情報は、どこまで提供されるのか。防災無線等で発信されるのか。	荒天時には、防災行政無線が聞き取りづらい可能性があるため、エリアメールや防災メール、安全・安心メールによる情報発信を予定しています。 （例：「荒川の〇〇（行政区名）地先で堤防が決壊しました」）
55	台風や大雨の際、自宅で防災無線が聞き取りづらい。各家庭にスピーカーの設置を検討してほしい。	現在、各家庭に設置するスピーカー導入の予定はありませんが、防災無線の放送内容を電話で聞くことができるサービスを実施しています。荒天の際に放送が聞き取りづらい場合などは、0493-81-6789に電話することにより、直近で放送された内容を確認することができますので活用してください。

56	防災メールと安全・安心メールの違いは何か。	防災メールは、災害時のみ運用しますが、安全・安心メールは、災害時に加えて、平常時にも防犯情報や熱中症予防放送など、防災無線で放送した内容を配信します。
57	停電時の災害情報の確認手段は。	携帯電話等が使用できるようであれば、町からの防災メールや町ホームページから情報を確認していただくようお願いいたします。携帯電話等が使用できない場合に備え、非常用持出袋などに乾電池式のラジオ等を入れておくことをお勧めします。
58	防災行政無線は複数回放送されるのか。また、直近の内容を確認できるのか。	防災行政無線は、1つの放送について、時間差で2回放送しています。また、直近の放送内容については、0493-81-6789で確認することができます。
59	防災行政無線の確認サービスは、放送開始後すぐに聞くことができるのか。放送が終わって時間を空けないと聞くことできないのか。	全てのスピーカー（子局）で放送が終わった後に、聞くことが可能となります。（防災行政無線は、1回の放送で2回同じ内容が流れます。）
60	警戒レベル3、レベル4が発令される時は、防災行政無線が流れるか。	防災行政無線放送はもちろん、防災メールなどの各種情報伝達手段により、情報配信させていただきます。
61	台風第19号の際に区長から班長へ連絡をしたが、連絡網の登録が自宅の電話番号が多く、既に避難している人と連絡がとれなかった。携帯電話の登録にした方が連絡がスムーズなので携帯の登録にしてほしい。また、防災メールの登録も合わせてお願いしたい。	各自治会で作成する連絡網には携帯電話番号を記載することをお勧めします。 防災メールの登録は、登録を希望する方が、自治会名と登録する携帯電話番号を総務課危機管理室へお知らせ（電話して）いただくことにより登録できます。
62	高齢者の方の中には、町からの情報を受け取れない（手段がない）方もいると思うが、どのように対応するのか。	町では、安心安全メールや防災行政無線等を使用している情報提供を行いますが、全ての町民に情報が行き渡ることは大変難しいと思われまます。 災害時には、消防団や広報車による巡回広報等を積極的に行ってまいります。 皆さまには、警戒レベル3「高齢者等避難」の情報が発令された際には、ご近所で声掛けをしていただくなど避難の呼びかけや、場合によっては、一緒に避難していただくなどの対応をとっていただければ幸いです。
63	避難所の開設状況や収容状況の確認方法は。	町のホームページや防災メールで確認することができます。
64	町としても避難指示などの発令のタイミングは、かなり難しい判断となるのではないのか。	町では、防災気象情報等を参考にしながら、「空振り」をおそれることなく、早め早めの避難をお願いしてまいります。
65	土砂災害警戒情報を発表する基準やタイミングは。また、どのように住民に周知するのか。	土砂災害に関するメッシュ情報が赤色（警戒）や紫色（非常に危険）で、かつ、今後降雨が継続する場合に気象庁が判断し警報等を発表します。また、町が発令する避難情報については、防災行政無線や町ホームページ、防災メール等を通じて周知します。
66	台風第19号（令和元年10月）の際、ダムの放流や荒川の決壊等の噂が流れた。噂の打ち消し方法は。	町の防災メールやホームページ、テレビやラジオの気象情報、インターネットなどを活用し、公的機関等が発表した情報かどうかの確認をしてください。詳しくは、ハザードマップの7ページを参照してください。

67	台風第19号の際の二瀬ダムの放流はどのくらいだったのか。	台風第19号の際の最大時の値では、毎秒1,032m ³ /秒の流入量に対して、736m ³ /秒の放流を行っていました。 なお、緊急放流は行われませんでした。
68	ダムの放流がある場合、行政区に通知はあるのか。また、ダムの放流水が吉見町に到達するまでにどのくらい時間がかかるのか。	行政区ごとへの通知はありません。 玉淀ダム（寄居町）の放流水が荒川を流れて吉見町に到達するまでに約3時間かかると言われています。
69	ダム放流について、事前放流を行い、洪水被害の防止をしてほしい。 事前放流については、国に実施を強く要望してほしい。	国において、緊急時に治水ダムのみならず利水ダム（電力、農業用水等）を含む全てのダムにおいて「事前放流」を行い、洪水調整に最大限活用する方針が示されました。これを受け、令和2年度から県内の一級水系（荒川、利根川）のダムにおいて、事前放流が実施されています。
70	ダム関係の情報を発信してほしい。	「川の防災情報」という国土交通省のホームページで、荒川上流のダム放流量を確認することができます。 https://www.river.go.jp/index
71	町におけるダムの事前放流情報の確認方法はどのようになっているのか。	荒川上流河川事務所と埼玉県内自治体との災害時ホットラインの運用により、自治体の首長と河川事務所所長（副所長）のホットラインと自治体の担当課職員と河川事務所の担当職員が行うサブホットラインが開設されており、このホットラインで情報の共有を行っています。
72	有事の際に行政区内の避難状況報告（避難者の確認等）を区長に対して依頼することができるのか。	避難状況報告をお願いすることはありません。自身の安全確保を最優先し、余力があれば高齢者等の避難サポートをお願いします。また、平時から支援を必要とする方の把握に努めていただければと思います。
73	区長は行政区内に対してどこまで安全の呼びかけをしなくてはならないのか。	区長自らの命を守ることが最優先です。警戒レベル3「高齢者等避難」が町より発令された場合には、ご自身の安全を確保しつつ、高齢者や一人で避難できない方などへの避難の呼びかけや、場合によっては、一緒に避難していただければと思います。避難後は、可能な範囲で行政区内の方々の安否確認にご協力いただければ幸いです。
74	要支援者の支援は区長の責務なのか。 また、支援のタイミングは連絡がくるのか。	責務ではありませんが、避難行動要支援者の方の逃げ遅れが発生しないよう、避難時の声掛けや、避難の支援について、区長さんを中心に行政区の皆さんにもご協力をいただければ幸いです。 支援のタイミングは、町から区長へ個別連絡することはありません。気象情報や町が発信する情報に注意し、警戒レベル3「高齢者等避難」の避難情報が発令された場合は、避難行動要支援者の方への声掛けに協力いただければ幸いです。
75	防災メールについて、訓練メールのやりとりを区長と町で実施していたが、災害時にメールを受け取った区長は何をするべきなのか示してほしい。	災害時に区長さんのみを対象とした防災メールを送付する場合には、送付する防災メールに区長さんに災害時にご協力いただきたいことを記載したうえで送付させていただきます。
76	自治会ごとの防災訓練の内容を決める際、行政側（町）の支援はあるのか。	どのような訓練を実施すべきかなどの相談があれば、総務課危機管理室にてお受けさせていただきます。
77	昨年行ったような避難所開設訓練及び防災訓練の指導を自治会単位で行ってほしい。	自治会単位で実施する訓練については、訓練内容を含め、総務課危機管理室で対応させていただきます。

78	災害時、自治会としてどのような行動をとれば良いのか。	災害時には、自治会内での「共助」が重要となります。区長さん、自治会長さんを中心に地域内での声掛けや一人で避難することが難しい方と一緒に避難するなどの行動をとっていただければ幸いです。
79	避難訓練は、地域ごとに行ったほうが良いのではないかと。町はどう考えるか。	自主防災組織（行政区）ごとに避難訓練を実施いただくことは、非常に重要であると考えています。
80	集会所に保管されている防災資機材について、発電機などの使い方がわからない人もいるため、説明会などを開催してもらえないか。	まずは、行政区内で発電機等の使い方が分かる方がいるかどうか話し合ってください（共助）。いないようでしたら、総務課危機管理室へお問い合わせください。
81	災害時の「我が家の行動計画」を行政区内で作成し、配布する場合、補足資料や内容の確認等をしてもらえるのか。	「我が家の行動計画」を作成したものを事前に総務課危機管理室へお持ちいただくことにより、補足等を行うことが可能です。
82	災害時に避難する際、自宅のブレーカーは落とした方が良いのか。	停電から電気が復旧した際に、壊れた家電が稼働し、「通電火災」が発生するおそれがあります。避難する際にブレーカーを落とすことは、通電火災の防止につながります。
83	避難後、漏電等による火災を起こさないようにブレーカーを上げるタイミングがわからない。	災害等で家屋や家電等に損傷がある場合は、電気工事業者等に確認をしていただいたうえで、ブレーカーを上げていただきますようお願いいたします。
84	東日本大震災の際、町内で液状化現象が発生した場所はあるのか。	町内で液状化が発生したという記録は残っていません。
85	荒川の堤防が決壊しないような対策はどうなっているのか。	荒川を所管している国土交通省関東地方整備局では、荒川中流部の改修計画で、堤防の幅、高さが不足している区間において流水を安全に流下させるために必要な堤防の整備（高さ・幅）と第2・第3の調整池の整備を計画しているとのことです。
86	台風第19号の際に百穴入口の土手に土のうを積んだままだが、市野川土手の工事をする予定があるのか。	台風第19号の際に吉見消防団と町が設置した土のう（岩窟売店前）については、すでに撤去しています。また、県によると百穴入口付近の市野川堤防については、現時点では、工事等の実施の予定がないとのことです。
87	毎年、ハザードマップの説明会を実施してもらいたい。（行政区内の多くの方に聞いてもらいたい。）	多くの方にハザードマップを活用していただくことは、非常に重要であると認識しています。何らかの方法により、多くの方へ説明する機会を設けたいと考えています。
88	行政区で実施している防災訓練の際にも本日のような説明を行ってほしい。	ハザードマップの説明会は、今後も要望があれば行ってまいります。
89	班長だけではなく、町民全体に向けたハザードマップ説明会の実施について考えているか。また、ホームページで配信してもらえれば、見られる人が増えるのではないかと。	町民全体を対象としたハザードマップ説明会については、開催を検討してまいります。また、ホームページでの配信についても検討してまいります。
90	食糧を持参しての避難は難しいのではないかと。また、何日分の食糧を町は備蓄しているのか。	町では3日分の食糧を備蓄しています。ただし、避難者数が町の想定を超えた場合などでは3日分に満たない場合も考えられます。備蓄食料品は様々な種類があり、小型で軽量のものもあります。ホームセンター等でも容易に入手することができますので、ぜひ、各ご家庭で検討していただき、非常用持出袋等に入れておいていただきますようお願いいたします。

91	<p>非常食は町から行政区（字）や自治会へ配布するのか。</p> <p>普段から災害に備えるため、衣料品や食料品などの備蓄品を配布してほしい。</p>	<p>非常食等の配布については、行政区（字）や自治会に配布するのではなく、各避難所もしくは町が指定した物資配給場所等にて配布することになります。</p> <p>非常時備蓄品については、各ご家庭で必要な物資を検討し、購入（備蓄）していただきますようお願いいたします。自助の観点からも、ご自身で使うものはご自身でご用意くださるよう可能な範囲でのご協力をお願いいたします。</p>
92	<p>災害（地震）により火事が発生した場合、大型消防車が団地内にどのように入ってくるのか。また、どのように消火活動を行うのか。</p>	<p>大型消防車の団地内への侵入は、道幅や道路斜度により、どうしても限界があります。火点のすぐ近くまで消防車を止められなくても、ホースを連結することにより対応することができます。</p>
93	<p>分散避難の場合、物資をどこで受け取れるのか。</p>	<p>町が開設した避難所や、町が定める物資配給場所等で物資を受け取ることができます。</p>
94	<p>吉見町役場が浸水した場合の災害対策本部は。</p>	<p>西小学校に災害対策本部を置くことになっています。</p>
95	<p>町内に排水機場は何か所あるのか。排水量（処理能力）はどれくらいか。</p>	<p>4か所の排水機場があり、それぞれの排水能力は、吉見（台山）排水機場（荒子）がポンプ4基で毎秒21.0m³、南吉見排水機場（大串）が2基で毎秒5.25m³、横見排水機場（江綱）が4基で毎秒20.0m³、東第二排水機場（川島町芝沼）が2基で毎秒5.3m³となっています。</p> <p>【参考】小学校のプールは縦25m×横12.5mが一般的な大きさで、水深を1.0mとした場合、水の容量は約313m³となります。すべての排水機場の能力（毎秒51.55m³）を持つてすると、プールの水を約6秒で排水することができます。</p>
96	<p>以前配布されたハザードマップはもういないのか。</p>	<p>情報が古いことから資源ごみ（雑紙）として処理し、新しい防災ハザードマップを活用してください。</p>
97	<p>大沼・天神沼・和名沼・八丁湖の事前放流の実施はあるのか。また、沼の決壊時における影響はありますか。</p>	<p>沼（ため池）の管理者の判断により、事前放流を行う場合があります。また、沼が決壊した場合は沼の水が流れ出すため、何らかの影響があるのではないかと考えられます。</p>
98	<p>切り通しの堰（せき）を設置することはできるのか。また、堰の板はどこにあるのか。</p>	<p>現在、堰板が存在していないため、堰を設置することはできません。堰板に替わる方策（1トン土嚢など）を検討しています。</p>
99	<p>町では有事の際に住民へ土のう袋を提供しているのか。</p>	<p>土のう袋の提供を行っています。必要な方には、役場まで取りに来ていただいています。</p>
100	<p>逃げ遅れてしまった方が避難できるよう、各地区に緊急避難用ボートを配備してほしい。</p>	<p>現在、町では消防署吉見分署に2艇の救助用ボートを配備しています。今後、関係機関等への配備についても検討してまいります。</p>
101	<p>斜面に家が建っており、コンクリート等で土留めがしてあるが、強度確認は町で行ってくれるのか。</p>	<p>町では、ご自宅の土留め等の強度確認は行っていません。各々（所有者）で確認してください。</p>
102	<p>ハザードマップ19ページに液状化の図面が載っているが、マグニチュードがさらに大きくなった場合の被害はどうなるのか。また、震度での検討はしていないのか。</p>	<p>地震の規模を示すマグニチュードが更に大きくなった場合は、被害の範囲や規模が大きくなることが予想されます。なお、震度による検討・想定はしていません。</p>
103	<p>大雨や台風時には河川等には近づかないようにとあったが、急傾斜地における現場確認は町が行うのか。</p>	<p>災害のおそれがあり、風雨が強くなってきた時は、町の職員が現場確認を行いますので、危険な場所には近づかないようお願いします。</p>